

令和5年5月10日

保護者様

さいたま市立田島小学校  
校長 山口 美保

### 特別支援教育就学奨励費について

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のことと心よりお喜び申し上げます。

さて、特別支援教育就学奨励費は主として特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するためにその世帯の収入に応じて就学のために必要な経費の一部を補助するものですが、通常の学級に在籍する場合であっても、学校教育法施行令22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の場合には、その保護者は支給の対象となっています。

お子様が、以下の表の「障害の程度」のいずれかに該当すると思われる場合には、申請手続きの御案内をいたしますので、5月23日(火)までに事務にお申し出ください。申請には、障害者手帳の写し等が必要となります。また、支給の可否は審査のうえで決定されます。

なお、就学援助費や生活保護費を受給されている場合は一部の経費を除き対象となりません。

○学校教育法施行令第22条の3：法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの